

標準作業基準表

1 一般適用事項

(1) 一般事項

この仕様書は、建物等の内外を清掃するための大要を示すもので、受注者は忠実に履行するものとする。また、記載のない事項等が生じた場合は、必要に応じて発注者と協議し請負金額の範囲内で誠実に実施するものとする。

(2) 作業内容等

作業場所、作業内容、実施回数等は、別紙清掃業務委託内容のとおりとする。

(3) 作業の順序等

ア 受注者は、予め実施計画票を作成し前もって発注者と打合せを行い、その承認を得てから実施するものとする。

イ 清掃の際、いす、衝立等の移動できるものは移動して実施すること。

(4) 作業の時期

ア 作業実施にあたっては、施設利用者及び執務その他に支障を及ぼさない時期に実施すること。

イ やむを得ず開館中に実施する場合、発注者並びに関係者とよく協議のうえ実施すること。

(5) 使用材料

この作業に使用するものは、すべて品質良好のもので、使用する前に検査を受け合格したもの、または前もって承認を得たものと同一規格のものを使用すること。

(6) 支給材料

トイレットペーパー、石けん、ゴミ袋は発注者からの支給品とし、支給品の保管・管理は受注者がその責を負うものとする。

(7) 諸手続き

この作業に実施にあたって、官公庁署その他への手続きを要するときは、これに要する費用とともに受注者が負担し処理するものとする。

2 ちり払い床はき

(1) 一般事項

ア ちり払い・床はきは、窓・出入口を開け、通気換気をよくして実施しはき集めたちりは所定の場所に捨てること。

イ ちり払いを実施したため、その付近の備品（テレビ、家具、置物等）に集積したごみ・ほこりは同時に取り除くものとする。

(2) 掃除機の使用

真空掃除機を使用する場合、集塵袋のちりは所定の場所に捨てること。なお、真空掃除機は、感電や漏電の恐れのないよう点検保守を十分に行うこと。

(3) 窓回り腰壁等ちり払い

窓回り、腰壁、戸棚、衝立等は、脚立、または長柄のちり払いを用い取り払いを行うこと。

(4) 一般床はき

一般室は、自在簾で丁寧に床はきをすること。また、ごみの多いときは湿らした木屑、茶殻等を撒いてはくこと。なお、帶電剤特殊布モップを使用するときは、その布の洗浄乾燥には十分注意すること。

(5) マット掃除

マットを屋外に持ち出し、マットの土砂をよくふるい落とし、雨降り等で濡れたと

き、または汚れのひどいときは、水洗いの後よく乾燥させ元の位置に配置する。また、清掃したマットの下床面についても清掃すること。

(6) 天井・壁等のちり払い

天井・壁等で日常手の届かない所について、長柄付きはたか脚立を用いてちり払いを行うこと。

3 雑巾がけ、モップ拭き

(1) 一般事項

ア 複雑な箇所は雑巾を用い、床面はモップを用いること。

イ 雜巾、モップともきれいなものを用い、水はたびたび新しいものに取り替え、掃除の対象となる仕上げ材料に応じて絞りを加減して使用すること。

ウ モップを使用する場合は、水絞り器を使用する。なお、絞り器のない場合、手で固く絞ること。

(2) 窓台等雑巾がけ

窓台・腰壁等は、水絞り雑巾できれいに拭くこと。発注者に承認を受けた場合は、帶電剤特殊布で拭くことができるものとする。

(3) 床絞りモップ拭き

リノリューム等タイル、テラゾー人造石研出、モルタル、板等それぞれの床仕上材に応じて、水絞りを加減して丁寧に水絞りモップ拭きをすること。

(4) 床研磨

電気研磨機(ポリッシャー)を用い、リノリューム、テラゾー人造石研出等床を研磨すること。

(5) ワックス塗り研磨

ワックスは乳化性を使用し、平行に規則正しく塗り、乾燥の具合を見計らって電気研磨機で研磨する。

4 床洗浄

(1) 洗剤による洗浄

床面のちりを自在箇、または真空掃除機できれいにとった後、モップで洗剤を床面にまんべんなく塗り、洗剤が乾燥しないうちに電気研磨機をかけ汚れを取ること。

研磨後、水かき器具で洗剤を集め、さらにモップで完全に拭き取ること。

(2) モルタル床の洗浄

モルタル床等指示の箇所は水洗いすること。柄付ブラシ等でよくこすり、水を流して洗浄した後、水切りを行い水たまりのないよう注意すること。

(3) たたみ床

クリーナーにより掃除のうえ、から拭きすること。

(4) ゴム、タイル床

荒掃除のうえ、床に付着している汚物は指定剤にて取り除き、のこくず等を湿らし、ポリッシャー使用後モップ拭きをすること。

(5) テラゾー人造石研出床

便所、隔板、床、階段側板は、あらかじめ付着物を除去し、少量の石けん水により水洗いのうえ、モップ等で拭きとり、くすみをすり込み、ポリッシャー等を使用し磨き出しすること。なお、ポリッシャーの使用できない部分は、ブラシ、または乾布類を用い磨き出しすること。

5 その他

(1) 便所、湯沸しの清掃

手洗器、便器、流しなどは丁寧に水洗いし、配水管、目皿なども点検清掃し通水をよくすること。

また、必要に応じて洗剤を使用してよいが、希塩酸は使用しないこと。

(2) 外部サッシの清掃

乾いたモップ、またはブラシ等を用いて丁寧にちり払いをすること。

(3) 窓ガラスの清掃

両面とも石けん水、または薬液類（サッシに有害なもの、あるいはサッシの塗料等を溶解する恐れのあるものは使用不可）をもってスクイジーで拭き取りをし、さらに乾布で拭き磨きをすること。

(4) 扉、壁、枠、ホールパネル、籠内部の清掃

手あかのついた部分は少量の石けん温水、または清水をもって入念に拭き取りをすること。また、枠、ホールパネル、籠内部等のラッカー塗装部分は、研磨剤を用いて汚れを落とすこと。

(5) 金物みがき

建具金物、階段すべり止め金具、階段手摺金具等は、真綿磨き等により磨きだすこと。一般塗装してあるものは、プロアクリーナー等を使用し磨くこと。また、いずれの場合も薬剤をきれいに拭き取り、さらに乾いた布でよく拭くこと。

(6) 紙屑処理

紙屑は、所定の場所に集め発注者の指示により処理すること。

(7) 汚物処理

便所内の汚物入れは、容器のまま所定の場所に集め清掃廃棄したのち元へ戻すこと。

(8) 火災盗難防止

この作業の実施にあたって、各室の鍵の授受を明らかにすること。また、作業中は、火災・盗難の防止、従事する者の危険防止・風紀衛生に注意すること。

なお、作業終了後は、窓・出入口等の施錠を確認し、発注者に確実に申し送ること。

(9) 後片付け

作業終了後について、移動したものは元へ戻すこと。また、掃除器具等については、所定の位置に整理整頓すること。

(10) 実施の確認

作業終了後は、発注者の検査を受け、実施報告書に実施の認印を受けるものとする。

(11) 損害補償

作業の実施にあたって、当該施設の建物及び工作物その他に対し損害を及ぼしたときは、発注者の指示により受注者において費用を負担し、修復あるいは補償するものとする。

(12) 破損箇所の報告

作業の実施にあたって、当該施設の建物及び工作物等の破損箇所を発見したときは、ただちに発注者に報告すること。

(13) 清掃用被服

清掃作業員は、専用被服を着用すること。また、被服は常に清潔なものにすること。

(14) 主任者

この作業の実施にあたっては、受注者は主任者を定め、その氏名及び従事する作業員の名簿を提出すること。

(15) 電気、水道等の利用

受注者は、電気・水道等について、事前に発注者へ承認を得て利用すること。なお、電気・水道等使用料については無償とする。

(16) 作業上的一般注意事項

- ア 作業の実施にあたっては、執務に支障のないよう注意すること。
- イ じんあいを飛散させ、またはしぶきをかけないよう配慮すること。
- ウ 引火及び発火性のある製品・薬剤等使用しないこと。
- エ 温湿度調整をしてある場合、扉、窓等の開閉は特に注意すること。
- オ 受注者は、言語動作に注意することはもとより、来館並びに利用者に不快のないよう心がけること。